

(一社) 公開討論会支援リンカーン・フォーラム SNS等利用に関するガイドライン

令和5(2023)年8月1日 初版

第1条(目的)

本ガイドラインは、第3条に定めるリンカーン・フォーラム関係者等が、インターネット上のソーシャルネットワーキングサービスや口コミサイト(以下「SNS等」という。)を利用し、個人の私生活上の自由の範囲を逸脱し、当法人、当法人の関係者及び立候補予定者等の第三者(個人を含む。以下同じ。)の信用の低下や秘密の漏えいをする事、公開討論会を実施するために必要な公平中立性が疑われる事、その他リンカーン・フォーラム関係者等を含め第三者の権利を侵害する情報を発信することを禁止し、個人の責任において、リンカーン・フォーラム関係者等がSNS等を適切に利用することを目的とするものです。

第2条(定義)

本ガイドラインでいうSNS等とは、人と人とのつながりを促進・円滑にしたり、情報共有を行う場を提供するなど利用されるインターネット上のコミュニケーションサイトのことをいいます。例えば、Facebook、Twitter、Instagram、Youtube、LINE、ブログ、クチコミサイトの各種サイトなどがあげられます。

第3条(適用対象者)

本ガイドラインは、リンカーン・フォーラム関係者等を適用対象者としません。リンカーン・フォーラム関係者等とは、以下の者を指します。

- ・(一社) 公開討論会支援リンカーン・フォーラム社員、役員、地区代表、公開討論会相談室員、参与、顧問・アドバイザー、事務局員、その他リンカーン・フォーラムに所属する者
- ・(一社) 公開討論会支援リンカーン・フォーラム公認コーディネーター、公認公開討論会指導員、推奨コーディネーター、その他リンカーン・フォーラム認定資格を有する者
- ・(一社) 公開討論会支援リンカーン・フォーラム支援グループに所属する者
- ・公開討論会実施代表者、主催団体等関係者
- ・その他何らかの形でリンカーン・フォーラムの関係者と見なされる可能性がある者

第4条 (本ガイドラインの適用範囲)

本ガイドラインは、現職のリンカーン・フォーラム関係者等のみならず、過去にこれらの職にあったものについても適用するものとします。

ただし、過去にこれらの職にあったものに関しては、当該人物の私生活上の自由にも鑑み、当法人、当法人の関係者及び立候補予定者等の第三者の信用の低下を招く情報の発信、秘密を漏えいする情報の発信を禁止するにとどまるものとします。

第5条 (SNS等利用にあたっての心構え・理解)

リンカーン・フォーラム関係者等は、SNS等を利用する場合、以下記載したとおりのSNS等の特徴をよく理解した上、個人の責任として、適切に利用するようにしてください。なお、SNS等に関する注意点は下記記載の項目に限るものではないので、リンカーン・フォーラム関係者等自身においてもよく考えて利用してください。

1. SNS等は、情報発信が容易にかつ迅速にできるため、その利便性が高く、生活において重要な役割を担っていますが、反面、不適切な情報発信を安易に行ってしまう可能性があり、また即座にインターネットを通じて全世界に公開されてしまうため後戻りができず、取り返しのつかない事態になる可能性があることを十分に認識・理解して利用してください。
2. SNS等での情報発信は、インターネットを通じたものであるため、不特定多数の利用者が閲覧することができ、容易に情報が拡散してしまうことを十分に認識・理解して利用してください。
3. SNS等での情報発信により、自分自身に対する誹謗中傷がなされうる可能性や、何もせずとも誹謗中傷の的になってしまうこともあることを十分に認識・理解して利用してください。
4. SNS等での情報発信で、個人的な見解として公開討論会や政治家、政治、選挙等に関する情報を発信したとしても、リンカーン・フォーラム関係者等であることがSNS等を通じて把握されれば、当法人の見解と誤認される可能性があり、当法人への悪影響が生じかねませんので、情報発信の内容に関しては十分に気を付け、安易な情報発信はしないでください。

第6条（SNS等利用にあたっての留意事項）

リンカーン・フォーラム関係者等は、当法人の活動の趣旨に鑑み、SNS等を利用する場合、以下の点に留意してください。

1. SNS等の公開範囲を、必要最小限に限定すること。
2. 「確実なこと」と「確実でないこと」（予想、予測、推論、見込み、等）を明確に区別し、「確実でないこと」には、予想、予測、推論、見込み等である旨を明記すること。
3. 他の情報を引用した場合は、出典を明記すること。

4. 政治的な見解を表明する場合は、その見解によって立候補予定者等に公開討論会への出席を拒否されたり、公開討論会来場者から公開討論会の公平中立性について疑われたりする可能性がないかを、第三者の視点で十分に吟味すること。そして、少しでもその可能性がある場合は、文書を安全な内容に修正する、公開範囲を確実に安全な範囲にまで絞り込む、投稿を取りやめる等、適切な対応を行うこと。
5. 上記4. については、他人から、自分が投稿した文書の共有依頼（Facebook のシェア、Twitter のリツイート等）を受けた場合も、同様の対応を行うこと。
6. 上記4. については、他人が投稿した政治的な見解を自分の SNS 等に共有（Facebook のシェア、Twitter のリツイート等）する場合にも、同様の対応を行うこと。
7. 上記4. については、他人が投稿した文書へ返信（Facebook のコメント、Twitter のリプライ等）する場合にも、同様の対応を行うこと。
8. 上記4. については、他人が投稿した政治的な見解への賛否（Facebook いいね！ボタンへのクリック等）を表明する場合にも、同様の対応を行うこと。
9. 自分が参加・視聴した公開討論会の感想を投稿する場合は、主催団体等や出席した立候補予定者等への謙譲の美德を忘れないこと。また、反省点を提示する場合は、その反省を次回に活かす姿勢で提示すること。

第7条（禁止行為）

リンカーン・フォーラム関係者等は、SNS 等上において、下記の行為を行ってはなりません。

- ① 当法人、当法人の関係者及び立候補予定者等の第三者の権利・利益を侵害する行為

- ② 当法人、当法人の関係者及び立候補予定者等の第三者の秘密情報を漏えいする行為
- ③ 法令等に違反する行為
- ④ 当法人の行為・見解であると誤認される行為（但し、SNS等で当法人の名称を投稿する行為を妨げるものではない）
- ⑤ 社会人としての良識が欠ける行為その他当法人が不適切と判断する行為

第8条（報告）

リンカーン・フォーラム関係者等が、万が一、本ガイドラインに違反すると思われる情報の発信を発見した場合には、当法人に報告するものとします。また、自らが運用するSNS等において問題が発生し、当法人及び取引先等の第三者に影響を及ぼす可能性が生じた場合には、当法人に報告のうえ、対応を相談するものとします。

なお、当法人は、報告者に関する情報を正当な理由なく公開しないことを約束します。

第9条（本ガイドライン違反に関する対処）

1. 当法人は、リンカーン・フォーラム関係者等が本ガイドラインに違反する行為に関し、一切の責任を負いません。リンカーン・フォーラム関係者等がSNS等上で第三者の権利を侵害する等の行為により、損害を与えた場合には、当該リンカーン・フォーラム関係者等の責任と負担においてその損害を賠償するものとします。
2. リンカーン・フォーラム関係者等がSNS等上で当法人の権利を侵害する等の行為により、損害を与えた場合には、リンカーン・フォーラム関係者等の責任と負担においてその損害を賠償するものとします。

3. 当法人は、本ガイドラインに違反したリンカーン・フォーラム関係者等に対して、当法人定款、その他リンカーン・フォーラムの運営の趣旨に鑑み、適切な措置を講じることがあります。

以上